

令和元年度さいたま市地域公共交通協議会 第 1 回東西交通専門部会

開 催 結 果

開催日時	令和元年 9 月 2 5 日（水） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 3 0 分
開催場所	大宮区役所 6 階 大会議室
出席者名	大沢 昌玄 委員、山田 徹 委員、市川 善一 委員、 中村 浩幸 委員、松本 敏雄 委員、北村 伸彦 委員、 坂本 真一 委員、戸村 順子 委員、高坂 祐一 委員、 村上 孔 委員、土屋 愛自 委員
欠席者名	鶴岡 洋 委員、藤田 貢 委員、吉田 雅幸 委員
公開又は非公開の別	公開
傍聴者の数	1 名
議題及び審議結果	（１）部会長の選任について ・部会長に大沢委員が選任された ・部会長の職務代理に中村委員が指名された （２）東西交通専門部会の進め方について ・事務局案のとおり了承された。
報告事項	・東西交通大宮ルートに関する過去の検討状況について

令和元年度さいたま市地域公共交通協議会

第1回東西交通専門部会 出席者名簿

	氏名	経歴・役職等
1	大沢 昌玄	日本大学理工学部 教授
2	山田 徹	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画調整課長
3	市川 善一	埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役常務
4	中村 浩幸	国際興業株式会社運輸事業部 次長
5	松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長
6	北村 伸彦	市民公募
7	坂本 真一	市民公募
8	戸村 順子	市民公募
9	高坂 祐一	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 計画課長
10	村上 孔	建設局 土木部長
11	土屋 愛自	都市局 都市計画部長
12	菊地 英一	<オブザーバー> 国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官
13	中嶋 範幸	<オブザーバー> 埼玉県企画財政部交通政策課 副課長
14	田中 芳樹	<オブザーバー> さいたま市の環境と公共システム研究会

さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、さいたま市地域公共交通協議会条例（平成29年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の専門部会として、東西交通専門部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 平成28年交通政策審議会答申第198号に位置付けられた東西交通大宮ルートに関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残存任期とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の報告)

第7条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会設置規程（以下「設置規程」という。）第10条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会長の任期)

第2条 部会長の任期は部会を組織する委員（以下「部会員」という。）の在任期間とする。ただし、部会長が欠けた場合における新たに選任された部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第3条 部会長は、部会開催の日の7日前までに、部会開催の日時、場所及び協議の事項を部会員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 部会の日時及び場所
- (2) 出席した部会員
- (3) 協議の経過

2 会議録には、部会長の指名した2人以上の部会員が署名しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この運営規程は、令和元年9月25日から施行する。

さいたま市地域公共交通協議会傍聴要領

さいたま市地域公共交通協議会

1 傍聴定員

傍聴定員は、10名です。

ただし、さいたま市地域公共交通協議会運営規程第4条に該当するためさいたま市地域公共交通協議会が非公開と決定した議案の審議等については、傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越しください。その時点で定員を超える希望者がある場合は、そこで受付を終了し、くじ方式により抽選を行います。なお、希望者が定員に満たない場合は、そこで受付を延長します（先着順）。
- (2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 傍聴される方には、傍聴券及び会議の資料をお配りしますが、傍聴券は、会議終了後には、係員に御返却くださるようお願いいたします。

3 会議の秩序の維持

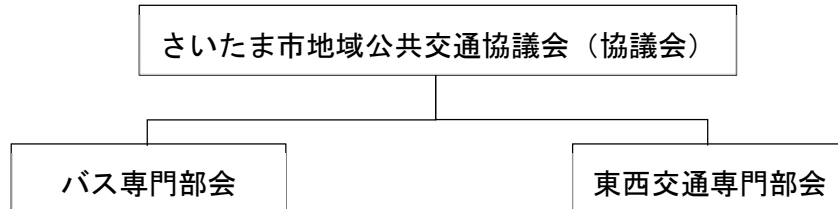
- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 傍聴される方が守るべき事項

- (1) 傍聴手続き後は、傍聴券及び会議資料の譲渡は御遠慮願います。
- (2) 協議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 会場において、会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないでください。

東西交通専門部会の役割・スケジュール（案）について

1. 協議会・専門部会の構成



（１）さいたま市地域公共交通協議会（さいたま市地域公共交通協議会条例）

- ① 地域公共交通網形成計画の作成及び変更に関する協議
- ② 地域公共交通網形成計画の実施に関する協議・連絡調整
- ③ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- ④ 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議

（２）地域公共交通網形成計画における東西交通大宮ルートの位置づけ（案）

- ・ 計画の基本方針を実現するための施策として「東西交通の導入検討（新たな公共交通システムの検討）」を位置づけ

2. 東西交通専門部会の役割

- 計画に位置付ける「東西交通の導入検討（新たな公共交通システムの検討）」を実施するための協議・調整を行う
- 東西交通専門部会で協議・調整した内容を協議会に報告する
- 協議会で更なる意見聴取や、必要に応じた議決を行い、検討を深度化する

3. 今後のスケジュール（案）

- 今年度は、令和２年２月を目途に第２回専門部会を開催予定
- 来年度以降は、年に２回程度専門部会を開催し、検討状況を協議会に報告

【参考】地域公共交通網形成計画の策定スケジュール（案）

今後のすすめ方について

地域公共交通網形成計画の策定スケジュール

- ・「さいたま市地域公共交通網形成計画」は、2020（令和2）年度の成案化、2021（令和3）年度の計画開始を目指して検討を進める

年度	2018（平成30）年度				2019（令和元）年度				2020（令和2）年度				2021（令和3）年度			
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
方針																
区域																
目標																
事業・主体																
評価																
期間																
その他																
協議会		○ 7/3	○ 11/13	○ 3/8		○ 7/8	○	○		○		○		○		○
バス部会		☆ 設置	○ 10/30	○ 2/25	○ 5/30		○	○	○		○		○		○	
（仮称） 東西交通 部会						★ 設置	○	○	○		○		○		○	

出典：令和元年度第1回地域公共交通協議会（2019.7.8）

今後の検討事項（案）

	検討事項（案）	備考
第1回	・ 交政審答申の概要とこれまでの経緯 ・ 専門部会の進め方（案）について	今回
第2回	・ 先行事例について（富山市・宇都宮市など） ・ さいたま市における構想について（地域の研究団体からの情報提供など）	次回
第3回以降	・ 大宮～さいたま新都心～浦和美園における中量軌道システムの必要性・効果について ・ LRT 及びその他の交通システム（BRT、SRT 等）について ・ 第6回東京都市圏パーソントリップ調査（H30PT）を踏まえた需要推計について	年2回程度

1. 東西交通大宮ルート概要 ―交通政策審議会第198号答申について―

「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクト

国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト

- (1) 都心直結の新設 押上・新大塚・泉岳寺
- (2) 羽田空港アクセス新設 品川及京葉線・山手線相互直通運転化 (田町駅付近・大井町駅付近・東京山手線・東京京葉線・品川線・有田線・田町線・新木場線)
- (3) 新京浜線の新設 (矢口渡・蒲田・京急蒲田・大鳥居線)
- (4) 京急空港接羽田空港国内線ターミナル駅引上線の新設
- (5) 常磐新線の延伸 (秋葉原・東京(新大塚))
- (6) 都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備 (臨海部・銀座・東京)
- (7) 東京8号線(有楽町線)の延伸 (豊洲・茗荷)
- (8) 都心部・品川地下鉄構想の新設 (白金・幸崎・品川)

地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト

- (9) 東西交通文庫の開設 (海をさいたま新都市心・津和野(中置駅システム))
- (1) 埼玉高速鉄道線の延伸 (湯島駅～岩槻～蓮田)
 - (2) 東京12号線(大江戸線)の延伸 (光が丘～大塚駅南町～西所沢)
 - (3) 多摩都市モレールの延伸 (上北台～相模ヶ丘、多摩センター～八王子、多摩センター～町田)
 - (4) 東京8号線の延伸 (押上～野田市)
 - (4) 東京11号線の延伸 (押上～四ツ木～松戸)
 - (5) 総武線・京葉線接続新線の開設 (新木場～市川塩浜付近～津田浦)
 - (6) 京葉線の中央線方面延伸及び中央線の複々線化 (東京～三浦～立川)
 - (7) 京王線の複々線化 (世田～調布)
 - (8) 区部周辺部現状公共交通の新設 (豊島臨海公園～赤羽～田園調布)
 - (9) 東海道貨物支線貨客併用及び川崎アプローズ線の開設 (品川・東京テレポート～川崎磯～桜木町・小田川～川崎南町～川崎)
 - (10) 小田急小田原線の複々線化及び小田急多摩線の延伸(登戸～新百合ヶ丘、唐木戸～相模原～上磯)
 - (11) 東急田園都市線の複々線化 (溝の口～茗荷谷)
 - (12) 横浜3号線の延伸 (あざみ野～新百合ヶ丘)
 - (13) 横浜横須賀線の開設 (戸冨～鶴見、中山～二子川～茅ヶ崎～上大岡～桜元～元町・中華街)
 - (14) いずみ野緑地の延伸 (浦和台～青葉)

○広域的な交通ネットワークの拠点となる駅におけるプロジェクト：
[1] 成田空港駅・空港第2ビル駅、[2] 品川駅、[3] 浜松町駅、[4] 大宮駅、[5] 新横浜駅、
[6] 横濱駅
○国際競争力の向上が求められる地域の拠点となる駅におけるプロジェクト：
[7] 新宿駅、[8] 横濱駅
○駅まちマネジメント(駅マネ)の取組が特に期待される駅
・国際競争力の強化に資する駅：
日暮里駅、東京駅・大手町駅・日本橋駅等、渋谷駅、池袋駅、新橋駅・有楽町駅・銀座駅等、
蒲田駅・京急蒲田駅 等
・地域活力の創出に資する駅：
町田駅、川崎駅・京急川崎駅、千葉駅、柏駅、春日部駅 等

出典：東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）（2016年）

1. 東西交通大宮ルート概要 ―交通政策審議会第198号答申について―



○ 東西交通大宮ルートの新設 (大宮～さいたま新都心～浦和美園 (中量軌道システム))

【意義】

- まちづくりが進められている大宮駅周辺地区と浦和美園地区とのアクセス利便性の向上を期待。

【課題】

- 収支採算性に課題があるため、関係地方公共団体等において、需要の創出に繋がる沿線開発や交流人口の増加に向けた取組等を着実に進めた上で、事業計画について十分な検討が行われることを期待。
- また、導入空間の確保を含めたルートについて、検討が行われることも期待。



図 東西交通大宮ルートの新設

2. これまでの検討内容

— 市のモデルルート案の検討 —

➤ 市では、交通政策審議会198号答申に提案するため、4つのモデルルート案を検討



東西交通大宮ルートの新設

<9>

【プロジェクトの概要】

東西交通大宮ルートの新設(大宮～さいたま新都心～浦和・美園(中量軌道システム))

【分析結果】

路線概要		需要動向		社会経済的効果						事業の社会的効率性			事業の持続性				
対象路線	区間	延長 (km)	故事業費 (億円)	輸送 増減 (千人/日)	ピーク 時最大 輸送量 (千人/日)	政策課題への寄与度						費用便益分析			財務分析		
						定時 運行	迅速性 向上	都市機能 の高 度化	空港 幹線駅 アクセス	シーム レス化	災害時 の輸送 が滞り ない 対応	B/C 費用便 益比	EIRR 経済的 内部収 益率	NPV 現在価値 (億円)	事業年 間乗車 回数 増減	乗車回数 増減率	累積資金収支 黒字転換年 および 事業スキーム(仮定)
東西交通大宮ルート (LRT)	大宮～浦和・美園	12.0	400	7.8 ～7.8	2.7 ～2.7	23.0 ～22.7						1.1 ～1.1	4.7% ～4.6%	25 ～15	— ～—	— ～—	乗車 回数 増減 率 社会資本 整備助成 交付金

【意義】

・まちづくりが進められている大宮駅周辺地区と浦和・美園地区とのアクセス利便性の向上を期待。

【課題】

・収支採算性に課題があるため、関係地方公共団体等において、需要の創出に繋がる沿線開発や交流人口の増加に向けた取組等を着実に進めた上で、事業計画について十分な検討が行われることを期待。

・また、導入空間の確保を含めたルートについて、検討が行われることも期待。

【位置図】



出典：鉄道ネットワークのプロジェクトの検討結果（2016年7月）

12

3. 実現に向けた課題

➤ 過年度調査において整理されている主な課題は、以下のとおり

① 収支採算性の向上

- ✓ 費用便益費（B/C）は1.0を上回っているものの、30年で黒字転換が見込めないといった課題がある。

② 導入空間

- ✓ これまでの検討では、既存の道路空間の再配分や必要に応じた道路の拡幅を想定してきたが、高架などの別空間を確保する方法も検討する必要がある。
- ✓ 延伸構想のある高速道路の高架下に整備するルート案もあるが、沿線需要も含めて、市街化調整区域に高規格なインフラを整備する必要性があるかの検証も必要となる。

③ 関係者間の合意形成及び調整

- ✓ 市民及び関係者に、本市における公共交通のあり方、LRT等の導入についての考え方など、十分な説明を行い、合意形成を図ることが重要である。
- ✓ LRT等の整備により、当該区域で運行する路線バス事業者等は大きな影響を受けることから、路線バスの改廃も含めた再編など、事業者との合意形成を図ることが求められる。